

麻しん・風しん第2期定期予防接種のご案内

小学校入学準備に2回目の麻しん・風しんワクチンを接種しましょう!!



麻しんウイルスは感染力が極めて強く、くしゃみやせき、接触などにより簡単に感染します。免疫のない方が感染するとほぼ100%発病し、せき、発疹等の主症状のほか、免疫力の低下による肺炎等の二次感染や脳炎等の合併症を招くこともある生命に関わる病気です。麻しんを発病した場合、麻しんそのものに有効な治療はなく、ワクチンを接種することが唯一の予防方法です。平成19～20年には大きな麻しんの流行があり、今後も麻しんの再流行が危惧されています。

風しんは発疹、発熱等の症状がみられ、麻しんに比べると症状は軽いと言われていますが、脳炎などの合併症が2,000～5,000人に1人の頻度で発生する軽視できない病気です。妊娠初期の妊婦が感染すると、先天性風しん症候群（難聴、心疾患、白内障等）の赤ちゃんが生まれる可能性があります。

麻しん・風しんの予防接種は、第1期及び第2期の2回接種です。1回の接種よりも2回接種することにより高い抗体価（免疫）を得て、感染の発症を防ぐ効果が上がります。

接種の前にこのご案内をよくお読みいただき、小学校就学の前年度になりましたら、お子さんの体調のよい時に早めに麻しん・風しん第2期定期予防接種を受けましょう。

1 対象者・接種方法

- (1) 接種対象者 次の2つの条件を満たす方
 - ① 接種日時時点でさいたま市に住民登録のある方
 - ② 接種日時時点で対象年齢の方
- (2) 対象年齢 **2019年度の幼稚園・保育園の年長児に相当する年齢の方**
 ※生年月日：平成25年4月2日～平成26年4月1日生
- (3) 接種期間 2019年4月1日～2020年3月31日
- (4) 接種場所 さいたま市予防接種実施医療機関
 ※市内の実施医療機関以外で接種を希望される場合は、**事前に**各区役所保健センターへご相談ください
- (5) 接種費用 無料
- (6) 必要な物 麻しん・風しん第2期予診票、母子健康手帳、健康保険証、子育て支援医療費受給資格証
- (7) 接種回数 1回
- (8) その他 既に麻しんまたは風しんにかかった事がある方でも、麻しん・風しん混合ワクチンの接種が可能です。なお、ご希望の場合は、かかっていない一方の単独ワクチンの接種も可能です。

◆◆◆ 詳しくは、下記各区役所保健センターへお問い合わせください ◆◆◆

西 区保健センター	TEL 620-2700	FAX 620-2769	桜 区保健センター	TEL 856-6200	FAX 856-6279
北 区保健センター	TEL 669-6100	FAX 669-6169	浦和区保健センター	TEL 824-3971	FAX 825-7405
大宮区保健センター	TEL 646-3100	FAX 646-3169	南 区保健センター	TEL 844-7200	FAX 844-7279
見沼区保健センター	TEL 681-6100	FAX 681-6169	緑 区保健センター	TEL 712-1200	FAX 712-1279
中央区保健センター (2020年1月以降)	TEL 853-5251 TEL 840-6111	FAX 857-8529 FAX 840-6115	岩槻区保健センター	TEL 790-0222	FAX 790-0259

2. 各疾病の症状

(1) 麻疹

麻疹（はしか）は、麻疹ウイルスの空気感染・飛沫（せきやくしゃみのシブキ）感染・接触感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期（潜伏期間）が約 10～12 日続きます。その後症状が出始めます。主な症状は、発熱、せき、鼻汁、目やに、赤い発疹です。症状が出始めてから 3～4 日は 38℃前後の熱とせきと鼻汁、目やにが続き、一時熱が下がりかけたかと思うと、また 39～40℃の高熱となり、首すじや顔などから赤い発疹が出始め、その後発疹は全身に広がります。高熱は 3～4 日で解熱し、次第に発疹も消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

合併症を引き起こすことが 30%程度あり、主な合併症には、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。発生する割合は麻疹患者 100 人中、中耳炎は約 7～9 人、肺炎は約 1～6 人です。脳炎は患者 1,000 人に 1 人の割合で発生がみられます。

また、麻疹にかかると数年から 10 数年経過した後に亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という重い脳炎を発症することがあります。これは、麻疹にかかった人のうち、約 10 万人に 1～2 人の割合でみられます。

麻疹にかかった人のうち、数千人に 1 人程度の割合で死亡することがあります。

(2) 風疹

風疹は、風疹ウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染後、無症状の時期（潜伏期間）が約 14～21 日続きます。その後症状が出始めますが、主な症状は、麻疹より淡い色の赤い発疹、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが現れます。また、その他に、せき、鼻汁、目が赤くなる（眼球結膜の充血）などの症状がみられることもあります。子どもの場合、発疹も熱も 3 日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。

合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風疹患者約 3,000 人に 1 人、脳炎は風疹患者約 6,000 人に 1 人ほどの割合で合併します。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向がみられます。

妊婦が妊娠 20 週頃（主に初期）までに風疹にかかると、先天性風疹症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害をもった赤ちゃんが生まれる可能性があります。

3. 予防接種の効果と副反応

予防接種を受けた子どものうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻疹や風疹にかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めてまれですが、重い副反応が起こることがあります。予防接種後にみられる反応としては、次のとおりです。

(1) 麻疹・風疹ワクチン

麻疹風疹混合ワクチンの主な副反応は、発熱（20%程度）や、発疹（10%程度）です。これらの症状は、接種後 5～14 日の間に多くみられます。接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発疹、かゆみなどがみられることがありますが、これらの症状は通常 1～3 日で治まります。時に、接種部位の発赤（赤み）、腫脹（はれ）、硬結（しこり）、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で、通常数日中に消失します。

まれに生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、脳炎及びけいれん等が報告されています。

（2）麻しんワクチン（麻しんの予防接種のみを実施するときに使用）

麻しんワクチンの主な副反応は、接種後 5 ～ 14 日を中心として、37.5℃以上 38.5℃未満の発熱（15 ～ 35%）、38.5℃以上の発熱（10%以下）、麻しん様の発疹（10 ～ 20%）がみられます。

ただし、発熱の期間は通常 1 ～ 2 日で、発疹は少数の紅斑や丘疹から自然麻しんに近い場合もあります。その他に接種した部位の発赤、腫れ、熱性けいれん（約 300 人に 1 人）、じんましん等が認められることがありますが、いずれもそのほとんどは一過性です。

まれに生じる重い副反応として、アナフィラキシー様症状、脳炎脳症（100 万人接種あたり 1 人以下）、急性血小板減少性紫斑病（100 万人接種あたり 1 人程度）が現れることがあります。

ワクチン接種後に起こる亜急性硬化性全脳炎（SSPE）は極めてまれであり、自然の麻しんウイルスに感染し、発症した場合の 1/10 以下程度と報告されています。

（3）風しんワクチン（風しんの予防接種のみを実施するときに使用）

風しんワクチンの主な副反応は、発疹、じんましん、紅斑、かゆみ、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などが現れることがあります。

まれに生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状があり、また、急性血小板減少性紫斑病（100 万人接種あたり 1 人程度）が報告されています。

4. 予防接種による健康被害救済制度

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づき給付を受けることができます。

○給付の内容は、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料となっており、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、予防接種を受けた医療機関へご相談ください。

【参考】 特別な事情により定期の予防接種の機会を逃した場合について

定期予防接種の対象者であった間に長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、または、臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと等の特別な事情があり、やむを得ず定期予防接種を受けることができなかった場合は、当該特別の事情がなくなってから 2 年間定期予防接種を行う機会が設けられます。

この制度の利用希望がある場合は、事前に各区役所保健センター等へご相談ください。

◆注 意 事 項

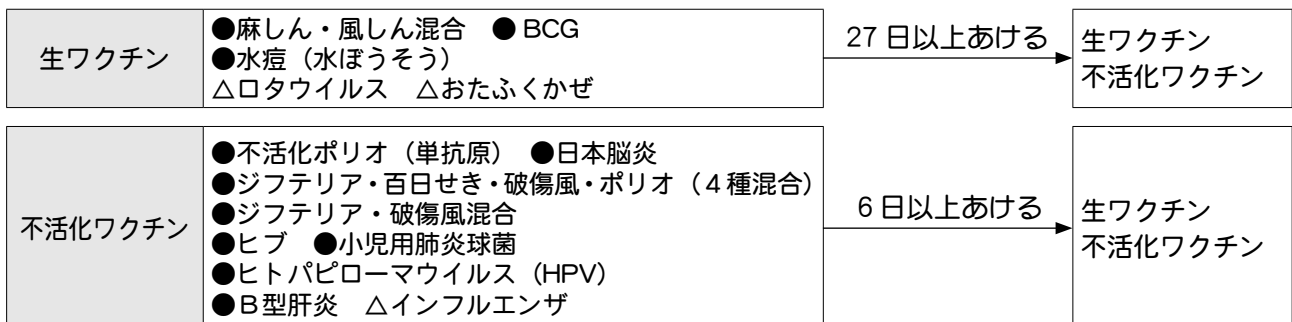
- ① 事前に医療機関へ予約を入れてください。この場合、診療時間内としてください。
- ② 場合によっては、医療機関で接種が行えないことがあります。事前に医療機関へ確認をしてください。
- ③ 接種当日は体調を確認し、平熱より高い・機嫌が悪い・風邪症状がある等の場合は延期をお勧めします。
 なお、以下の項目に該当する方もご注意ください。
 - ・ 4週間以内に他の予防接種を受けている。
 - ・ 生まれてから今までに特別な病気にかかり医師に診察を受けている。
 - ・ ひどいアレルギーがある。
 - ・ けいれんを起こしたことがある。
 - ・ 免疫不全の診断を受けている及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる。
 - ・ 病気が治癒してから2週間～1か月経過していない、もしくは潜伏期間と考えられる場合は接種を見合わせる場合があります。
 [例] ○突発性発疹 ○手足口病 ○伝染性紅斑(りんご病) ○水痘(水ぼうそう)
 ○麻しん(はしか) ○風しん(三日ばしか) ○流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 等
 ・ 医師の診察及び投薬を受けている方は、接種可能か確認されることをお勧めします。
- ④ 医療機関へは「予診票」、「母子健康手帳」、「健康保険証」、「子育て支援医療費受給資格証」を必ず持参してください。
- ⑤ 接種後30分はお子さんの様子をよく確認してください。
- ⑥ 接種後、接種部位のひどい腫れ・高熱・ひきつけ等の症状があれば医療機関で診察を受けましょう。
- ⑦ 接種日時点でさいたま市に住民登録のない方が接種した場合、接種料金は原則自己負担となり接種後に接種医療機関に料金を支払っていただきます。

◆予防接種を受けることができない方

- 1 明らかに発熱のある方
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 3 その日に受ける予防接種によって、または予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシー※を起こしたことがある方
 ※アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続きショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- 4 その他、医師が不適切な状態と判断した場合
 ※上の1～3にあてはまらなくても、医師が接種不相当と判断した場合は接種できません。

◆他の予防接種との間隔

他の予防接種との間隔は下表のとおりです。同じワクチンを複数回接種する場合は、各ワクチンの接種間隔を守ってください。



●：定期予防接種(無料) △：任意予防接種(有料)